

直近4週間の勤務表

残業・変則就労の方用

(宛先) 板橋区教育委員会 提出日: 年 月 日

申立者(保護者)氏名	
申立者住所	

あいキッズの利用登録・利用申請にあたり、就労先にシフト表及びタイムカードがないため、私の直近4週間の就労状況は、下記のとおりで相違ないことを申し立てます。

月	日	曜日	始業時間	終業時間	就労場所	帰宅時間
		月	:	:		:
		火	:	:		:
		水	:	:		:
		木	:	:		:
		金	:	:		:
		土	:	:		:
		日	:	:		:
		月	:	:		:
		火	:	:		:
		水	:	:		:
		木	:	:		:
		金	:	:		:
		土	:	:		:
		日	:	:		:
		月	:	:		:
		火	:	:		:
		水	:	:		:
		木	:	:		:
		金	:	:		:
		土	:	:		:
		日	:	:		:
		月	:	:		:
		火	:	:		:
		水	:	:		:

- * 残業がある場合や変則就労（就労時間の定めが無い場合を含む）の方は、シフト表又はタイムカードの写し等が必要ですが、それらの書類が就労先になく（作成等していない）場合のみ、本書類をご自身で記入してください。
- * 申請日から直近（前後3か月以内）の連続した4週間の予定を含む勤務状況を記入してください。
- * 帰宅時間には、買い物やあいキッズへの送迎時間を含むことはできません。ただし、弟妹の保育園の滞在時間は15分を限度として含めることができます。
- * 就労場所の欄は、就労証明書と勤務地が異なる場合は、市区町村名を記入してください。

直近4週間の勤務表

記入例 ①

残業・変則就労の方用

(宛先) 板橋区教育委員会

提出日： 令和8年 1 月 6 日

申立者(保護者)氏名	山田 花子
申立者住所	東京都板橋区板橋2-66-1

あいキッズの利用登録・申請にあたり、就労先にシフト表及びタイムカードがないため、私の直近4週間の就労状況は、下記のとおりで相違ないことを申し立てます。

月	日	曜日	始業時間	終業時間	就労場所	帰宅時間
12	1	月	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	2	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	3	水	8 : 30	15 : 00	板橋区	15 : 45
	4	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	5	金	8 : 00	17 : 00	板橋区	17 : 45
	6	土	:	:		:
	7	日	:	:		:
	8	月	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	9	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	10	水	8 : 30	15 : 00	板橋区	15 : 45
	11	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	12	金	8 : 00	17 : 00	板橋区	17 : 45
	13	土	:	:		:
	14	日	:	:		:
	15	月	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	16	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	17	水	8 : 30	15 : 00	板橋区	15 : 45
	18	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	19	金	8 : 00	17 : 00	板橋区	17 : 45
	20	土	:	:		:
	21	日	:	:		:
	22	月	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	23	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	24	水	8 : 30	15 : 00	板橋区	15 : 45
	25	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	26	金	8 : 00	17 : 00	板橋区	17 : 45
	27	土	:	:		:
	28	日	:	:		:
	29	月	:	:		:
	30	火	:	:		:
▼	31	水	:	:		:

- * 残業がある場合や変則就労(就労時間の定めが無い場合を含む)の方は、シフト表又はタイムカードの写し等が必要ですが、それらの書類が就労先になく(作成等していない)場合のみ、本書類をご自身で記入してください。
- * 申請日から直近(前後3か月以内)の連続した4週間の予定を含む勤務状況を記入してください。
- * 帰宅時には、買い物やあいキッズへの送迎時間を含むことはできません。ただし、弟妹の保育園の滞在時間は15分を限度として含めることができます。
- * 就労場所の欄は、就労証明書と勤務地が異なる場合は、市区町村名を記入してください。

記入例②
(直近4週間で月を跨ぐ場合)

残業・変則就労の方用

(宛先) 板橋区教育委員会

提出日： 令和8年 1 月 6 日

申立者(保護者)氏名	山田 花子
申立者住所	東京都板橋区板橋2-66-1

あいキッズの利用登録・申請にあたり、就労先にシフト表及びタイムカードがないため、私の直近4週間の就労状況は、下記のとおりで相違ないことを申し立てます。

月	日	曜日	始業時間	終業時間	就労場所	帰宅時間
11	10	月	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	11	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	12	水	8 : 30	15 : 00	板橋区	15 : 45
	13	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	14	金	8 : 00	17 : 00	板橋区	17 : 45
	15	土	:	:		:
	16	日	:	:		:
	17	月	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	18	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	19	水	8 : 30	15 : 00	板橋区	15 : 45
	20	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	21	金	8 : 00	17 : 00	板橋区	17 : 45
	22	土	:	:		:
	23	日	:	:		:
	24	月	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	25	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	26	水	8 : 30	15 : 00	板橋区	15 : 45
	27	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	28	金	8 : 00	17 : 00	板橋区	17 : 45
	29	土	:	:		:
↓	30	日	:	:		:
12	1	月	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	2	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	3	水	8 : 30	15 : 00	板橋区	15 : 45
	4	木	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	5	金	8 : 00	17 : 00	板橋区	17 : 45
	6	土	:	:		:
	7	日	:	:		:
	8	月	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
	9	火	8 : 30	17 : 00	板橋区	17 : 45
↓	10	水	8 : 30	15 : 00	板橋区	15 : 45

- * 残業がある場合や変則就労(就労時間の定めが無い場合を含む)の方は、シフト表又はタイムカードの写し等が必要です。それらの書類が就労先がない(作成等していない)場合のみ、本書類をご自身で記入してください。
- * 申請日から直近(前後3か月以内)の連続した4週間の予定を含む勤務状況を記入してください。
- * 帰宅時には、買い物やあいキッズへの送迎時間を含むことはできません。ただし、弟妹の保育園の滞在時間は15分を限度として含めることができます。
- * 就労場所の欄は、就労証明書と勤務地が異なる場合は、市区町村名を記入してください。